

桑名市第10期介護保険事業計画・第11期老人福祉計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 当該事業の目的、概要

(1) 目的

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業計画、及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく老人福祉計画（計画期間：令和9～11年度）の策定にあたり、介護保険制度の知識だけでなく、本市の現状や地域特性の把握、市全域や各圏域の課題の認識とその解決に向けた提案など、企画力や他自治体等での同種業務の経験、医療・介護・福祉を取り巻く環境の変化等について深い理解を有する事業者から適切な支援を受けることで、本市の実状に即した実効性のある計画が策定され、「地域包括ケアシステム」が一層深化することを目的とする。

(2) 業務内容

別紙1 桑名市第10期介護保険事業計画・第11期老人福祉計画策定支援業務委託仕様書を参照

(3) 予定契約（履行）期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 見積限度額（予定価格）

6,996,000円（令和7年度及び令和8年度額）

令和7年度会計履行高予定額 2,530,000円

（消費税及び地方消費税を含む）

令和8年度会計履行高予定額 4,466,000円

（消費税及び地方消費税を含む）

2. プロポーザル方式等の採用の具体的な理由とその導入効果

上記1.（1）の目的達成のため、当該業務の事業者選定にあたっては、価格のみによる競争によらず、高い企画力、専門性及び実績等の観点を含めて、総合的に選定を行うプロポーザル方式を採用するものである。

当該業務を受託する事業者の高い企画力・分析力・情報収集能力等を活用することにより、本市の現状や地域特性の的確な把握、市全域や各圏域の課題の認識とその解決に向けたより良い提案が得られ、本市の実状に即した実効性のある計画の策定が期待できる。

3. 事業スケジュール及び事務手順

(1) 当該業務の全体スケジュール

別紙2 桑名市第10期介護保険事業計画・第11期老人福祉計画策定支援業務 全体スケジュールを参照

(2) 受託者決定までの事務手順

内 容	期 間 等
プロポーザルの実施の公表	令和7年7月7日（月）
質問の受付	令和7年7月7日（月） ～令和7年7月14日（月）
質問への回答	令和7年7月18日（金）
参加申込の受付	令和7年7月18日（金） ～令和7年7月25日（金）
参加資格審査結果の通知	令和7年7月29日（火）
企画提案書等提出	令和7年7月29日（火） ～令和7年8月8日（金）
選定審査会	令和7年8月18日（月） ※予定
結果の通知	令和7年8月下旬
契約の締結	令和7年9月上旬

4. 受託者選定方法：公募型プロポーザル方式

5. 質問の受付及び回答

(1) 受付期限：令和7年7月14日（月）午後5時まで（必着）

(2) 質問方法：電子メールにて受付。

質問事項は、会社名、質問者の氏名、電話番号等を記載した任意の様式により、件名を「【質問】桑名市介護保険事業計画・老人福祉計画業務」として、電子メールに添付して送信すること。

なお、本市より受信した旨のメールを返信するが、この返信がない場合には、電話（0594-24-1170）にて問い合わせし、確認すること。

(3) 質 問 先：桑名市保健福祉部 介護高齢課

E-Mail：kaigom@city.kuwana.lg.jp

(4) 回答方法：令和7年7月18日（金）午後5時までに、全質問に対する回答を本市ホームページにおいて公表する。ただし、質問者の法人名等は公表しない。

(5) 留意事項：電話及び口頭による質問、期限後の質問は一切受け付けない。

6. 申込方法

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- ① 桑名市入札参加資格者名簿に登録されていること。
ただし、参加申込時点で登録されていない場合、受託候補者として選定された後、速やかに入札参加資格者名簿に登録することで足りるものとする。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑤ 桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年桑名市告示第206号）に基づく入札からの排除措置を受けていないこと。
- ⑥ その他関係法令、規則等に違反していないこと。

(1) 提出書類

- ①（様式第1号）参加資格審査申請書 … 1部
- ②（様式第2号）申立書 … 1部
- ③（様式第3号）会社概要書 … 1部
- ④収支計画書、損益計算書、貸借対照表等（最新の決算年度のもの）… 1部
- ⑤国税及び地方税の未納税額がないことの証明書（過去1年間分） … 1部

(2) 提出期限：令和7年7月25日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所：桑名市中央町二丁目37番地 桑名市役所1階
桑名市保健福祉部 介護高齢課
電話：0594-24-1170 FAX：0594-24-3133

(4) 提出方法：上記(3)へ直接持参又は郵送にて提出すること。
郵送の場合、書留郵便とする。

(5) 参加申込にかかる書類審査結果の通知

書類審査結果については、参加申込みを行った全ての申請者に通知する。

提案資格を得た者には、企画提案書提出指名通知及び審査日程等の詳細を書面にて通知する。

7. 企画提案書の内容及び企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案書の内容

①介護保険事業計画・老人福祉計画策定にあたっての考え方

②「桑名市地域包括ケア計画」（令和6年3月策定）を踏まえた地域包括システムの考え方

③桑名市の介護保険事業・高齢者福祉施策に係る課題把握・現状分析の手法

④桑名市日常生活圏域ニーズ調査等の調査結果の分析手法

⑤本市で特に必要と考える介護保険事業・高齢者福祉施策の内容とその理由

⑥作業スケジュール

⑦その他、企画提案にあたり特記したい独自の方針、内容等があれば別途記載してください

(2) 企画提案書における留意事項

国が示す方針等に即した内容にするとともに、「桑名市地域包括ケア計画」（令和6年3月策定）を踏まえた内容にすること。

(3) 企画提案書の様式

様式は任意とするが、A4版で、横書き、両面印刷を原則として提出。

また、資料の作成上、A3版を利用した方が適当である場合には、A3版の利用も可とする。

なお、企画提案書は10ページ（表紙を含む。）を限度として作成する。

(4) 提出書類

①企画提案書

②見積書（様式は任意）

③（様式第4号）業務経歴書

④（様式第5号）業務実施体制

⑤（様式第6号）誓約書

※①企画提案書は、正本1部と副本（コピー可）9部を提出すること。

②から⑤は、正本1部と副本（コピー可）1部を提出すること。

※副本については、提案事業者及び個人が特定できる記述部分全て（代表者印や画像等も含む。）にマスキング（塗りつぶし）を施すなど、提案事業者名など個別の名称が特定できないようにすること。

※見積書には2年度分の合計金額(税込)を記入し、積算根拠を記入すること。

(5) 提出期限：令和7年8月8日（金）午後5時まで（必着）

(6) 提出場所：6. (3)に同じ。

(7) 提出方法：上記(6)へ直接持参又は郵送にて提出すること。
郵送の場合、書留郵便とする。

(8) 複数提案の禁止：応募者は1つの提案しか行うことができない。

8. 審査方法及び審査基準

(1) 選定方法

- ・事業者の選定は、桑名市プロポーザル選定委員会を設置し、同委員会が企画提案書等の提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を評価基準に基づき審査し、最高得点者を受託候補事業者として選定する。なお、審査委員の持ち点を合計した点数の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合には選外とする。
- ・参加者が1者のみの場合であっても、上記のとおり桑名市プロポーザル選定委員会で審査を行い、最低基準点を満たした場合に限り、受託候補事業者として選定する。
- ・最も高い得点を獲得した者が複数となった場合は、桑名市プロポーザル選定委員会で審議を行い、順位を決定するものとする。
- ・審査は非公開とする。

(2) プレゼンテーション（選定審査会）の実施

①実施日時・場所

令和7年8月18日（月） 桑名市役所内会議室（予定）

※詳細については後日通知する。

②実施時間

1事業者につき25分（プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分）とする。

③その他

- ・プレゼンテーションは、本業務に直接携わる予定の担当者が行い、出席者数は3名以内とする。
- ・プレゼンテーションの際、提案事業者及び個人が特定できる呼称を用いないこと。
- ・プレゼンテーションの際に PowerPoint 等を用いる場合は、機材等の準備のため、実施日の5営業日前までに下記10. に連絡すること。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 評価基準及び配点

別紙3 評価基準及び配点を参照

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年8月下旬に書面にて通知の予定。
また、本市ホームページにおいて公表する。

9. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 提出期限後の企画提案書等の修正または変更は原則として認められない。
- (3) 提出された企画提案書等については、返却しない。
- (4) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、桑名市情報公開条例（平成29年桑名市条例第1号）に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (6) 次のいずれかの事由に該当した場合は、本プロポーザル参加資格を取消し、提出された企画提案書等は無効とする。
 - ① 参加申込に係る書類を提出以降契約締結までに、本実施要領による参加資格要件を満たさないこととなった場合
 - ② 見積額が見積上限額を超えている場合
 - ③ 提出書類に記載された内容が虚偽であった場合
 - ④ 上記各号に該当するほか、著しく信義に反すると認められる場合
- (7) 本プロポーザルの選定委員会委員及びその家族、選定委員会委員及びその家族が実質的に関係する組織に所属する者は、本プロポーザルに参加できない。
- (8) 本プロポーザルの告示から審査結果が公表されるまでの間において、選定委員会委員、事務局及び関係職員に、参加申込に係る書類を提出した者が本プロポーザルに関する接触（本実施要領に定める手続きは除く。）を求めたときは失格とする。

- (9) 参加申込に係る書類を提出以降に辞退する場合は、企画提案書等提出期限の前営業日まで(必着)に、辞退届(任意様式)を直接持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合、書留郵便とする。

10. 問合せ先、担当

桑名市保健福祉部 介護高齢課 担当：岡田
桑名市中央町二丁目37番地 (桑名市役所1階)
電話：0594-24-1170 FAX：0594-24-3133
メール：kaigom@city.kuwana.lg.jp